

只見町高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画策定業務 仕様書

1. 業務名

只見町高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画策定業務

2. 業務の目的

本町では、高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画の策定に向けた準備として、必要な基礎データを収集するため、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査及び在宅介護実態調査を実施するとともに、その調査結果と町をとりまく現状や給付状況を分析し、高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画を策定することを目的とする。

3. 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

4. 業務内容

国の基本指針や制度改正内容等を踏まえ以下の業務を行う。

(1) 日常生活圏域ニーズ調査及び在宅介護実態調査の実施

アンケート調査票の設計・印刷、配布・回収、回収結果のデータ入力作業、集計・分析を行い、調査結果報告書としてとりまとめるまでの作業一式を行う。単純集計の他、分析に必要なクロス集計、自由回答のとりまとめを含めて行い、要介護状態になる前のリスクや社会参加状況、地域包括ケアシステムの構築に向けたニーズ、介護サービスのニーズ等について把握し、地域の課題等について分析し、報告書を作成する。

①日常生活圏域ニーズ調査

■調査対象者

一般高齢者及び要支援認定者 1,700名

■調査票の設計

国から指示された「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査票」を基本とし、町独自の質問項目を含めた只見町オリジナルの調査票原案の提案、技術的助言、情報提供を行うこと。調査票は町と十分な協議の上決定することとし、調査票の決定まで、文章校正等を2回以上行うこと。

■調査票の送付及び回収

調査票の送付及び回収に関しては、郵送による配布・回収とする。受託者は、調査票及び封筒の印刷、封入・封緘、宛名ラベルの貼付を行い期日までに発送する。アンケートの発送・回収に伴う郵送費についても受託者が負担する。

また、受託者は回収率向上のため、私製はがきによる礼状兼督促状を作成し、アンケートの対象者へと発送する。発送する時期等については、町と協議の上決定することとする。

※日常生活圏域ニーズ調査は、記名式調査とする。

※配布（発送）用封筒規格は角 2 窓付封筒とし、回収（返送）用封筒規格は長 3 クラフト封筒とする。

※郵送回収におけるアンケートの返送は、料金受取人払い郵便とする。料金受取人払いの申請については、受託者にて行うこと。

■回答済調査票のデータ入力作業

回答済調査票は、受託者が町から回収しデータ入力を行う。なお、調査票の最終回収率は 80.0%を目標とする。

■結果報告書の作成

調査結果報告書は、単純集計及びクロス集計結果を用いて図表・コメントを作成し、とりまとめること。なお、図表は白黒印刷で明確に判読できるものとする。

※集計作業については、単純集計及びクロス集計を行うこと。また以後、町が要望するクロス集計にはすべて対応すること。

※図表は最適な大きさを判断し、全体として統一感があるように作成すること。

※調査報告書作成にあたっては、集計結果をグラフ化し、分析文を掲載のこと。

※調査報告書は加除・修正を指示することがあるため、これに伴う体制が即時かつ柔軟に行なわれる体制をとること。

※調査票は町と十分な協議の上決定することとし、調査票の決定まで、文章校正等を 2 回以上行うこと。

②在宅介護実態調査

■調査対象者

・在宅サービス利用の要介護認定者及びその家族 300 名（在宅介護実態調査）

■調査票の設計

国から示された「在宅介護実態調査票」を基本とし、町独自の質問項目を含めた只見町オリジナルの調査票原案の提案、技術的助言、情報提供を行うこと。

※調査票は町と十分な協議の上決定することとし、調査票の決定まで、文章校正等を 2 回以上行うこと。

■調査票の送付及び回収

調査票の送付及び回収に関しては、郵送による配布・回収とする。受託者は、調査票及び封筒の印刷、封入・封緘、宛名ラベルの貼付を行い期日までに発送する。アンケートの発送・回収に伴う郵送費についても受託者が負担する。

また、受託者は回収率向上のため、私製はがきによる礼状兼督促状を作成し、アンケートの対象者へと発送する。発送する時期等については、町と協議の上決定することとする。

※在宅介護実態調査は、記名式調査とする。

※配布（発送）用封筒規格は角 2 窓付封筒とし、回収（返送）用封筒規格は長 3 クラフト封筒とする。

※郵送回収におけるアンケートの返送は、料金受取人払い郵便とする。料金受取人払いの申請については、受託者にて行うこと。

■回答済調査票のデータ入力作業

回答済調査票は、受託者が町から回収しデータ入力を行う。なお、調査票の最終回収率は 80.0%を目標とする。

■結果報告書の作成

調査結果報告書は、単純集計及びクロス集計結果を用いて図表・コメントを作成し、とりまとめること。なお、図表は白黒印刷で明確に判読できるものとする。

※集計作業については、単純集計及びクロス集計を行うこと。また以後、町が要望するクロス集計にはすべて対応すること。

※図表は最適な大きさを判断し、全体として統一感があるように作成すること。

※調査報告書作成にあたっては、集計結果をグラフ化し、分析文を掲載のこと。

※調査報告書は加除・修正を指示することがあるため、これに伴う体制が即時かつ柔軟に行なわれる体制をとること。

※調査票は町と十分な協議の上決定することとし、調査票の決定まで、文章校正等を 2 回以上行うこと。

（2）高齢者・介護保険サービスの現況及び動向の整理

上記の各種調査結果に加え、以下の項目について町の関連資料等を基に整理・分析し、第 10 期計画における課題の抽出・とりまとめを行う。

- ・高齢者福祉をとりまく国・県の動向等の把握
- ・町の各種計画の整理・把握
- ・現行計画における施策事業等の進捗評価・検証
- ・介護保険サービスの給付実績に係る分析

（3）各サービス目標値及び保険料等の推計

只見町が提供する国保連給付実績データ等（地域包括ケア「見える化」システムによるデータ等）に基づき、介護認定者の推移、サービスの利用状況、給付実績に関する給付状況の分析及び推計を行う。

- ・将来人口推計、介護認定者数等各サービスの推計及び分析
- ・高齢者福祉事業量の推計及び分析
- ・介護保険事業量、保険料推計及び分析・介護保険事業量見込み量の確保のための方策の検討

(4) 計画素案及び計画案の作成

上記の各種分析結果を総合的に勘案し、国・県の計画策定に関する考えを踏まえ、計画骨子案及び計画全体素案を作成する。

- ・課題の整理と現行計画の評価
- ・高齢者福祉事業の分析・評価と今後の検討
- ・介護保険サービス見込量等の確保のための方策の検討
- ・計画書素案の作成
- ・本町で検討している診療所および福祉施設の在り方に関する方針や計画の作成
- ・認知症基本法に基づく只見町認知症施策推進計画の策定を兼ねるものとする
- ・成年後見制度利用促進基本計画の策定を兼ねるものとする
- ・パブリックコメント運営支援
- ・最終計画書案の作成

(5) 会議等における運営支援

受託者は、計画の内容について検討を行う計画策定委員会の開催及び運営支援を行う。会議資料の作成のほか、会議へ出席し、必要に応じた助言等を行うこと。なお、会議の開催は4回程度とする。

- ・会議資料の作成
- ・会議出席・助言等
- ・議事要旨の作成

(6) 担当事務局との打ち合わせ

受託者は業務実施にあたり、担当事務局と定期的な打ち合わせを行う。

5. 成果品

- (1) 調査結果報告書 (A4 版 150 頁程度 1 色印刷) 30 部
- (2) 計画冊子 (A4 版 100 頁程度 表紙 4 色／本文 1 色印刷) 100 部
- (3) 計画概要版 (A4 版 8 頁 4 色印刷) 200 部
- (4) 上記データ 一式

6. その他

- ・本仕様書で明示できないものについては、必要に応じ只見町と協議し、決定すること。
- ・当該計画に係る事項について、今後新たな方針が国及び県から示されるなど状況が変化した場合には、只見町と協議の上、本業務内容を変更することができる。
- ・受託者は、関係者のプライバシー保護に万全を期すとともに、本委託の内容及び関連資料の内容を他に漏らし、もしくは本業務の目的以外に使用してはならない。
- ・受託者は、契約締結後速やかに実施体制及び業務遂行に係る工程表を提出すること。